

● 教育行政と福祉行政との連携について

- 文部科学省では、令和元年度から有識者会議を設置し、新しい時代の特別支援教育の在り方について議論を重ね、本年1月、その報告がとりまとまったところ。
- 本報告においては、特別支援学校等と福祉分野を含む関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実についても述べており、具体的には、
 - ・ (独) 国立特別支援教育総合研究所や国立障害者リハビリテーションセンター等が共同開発する研修プログラムを活用した研修の実施
 - ・ 福祉担当部署が開催する強度行動障害支援者養成研修等の専門的な研修について特別支援学校教師等が受講できる機会の提供
 - ・ 教育における個別の教育支援計画と福祉におけるサービス利用計画や事業所の個別支援計画とが一体的に情報共有できるような仕組みの検討などが提言されている。
- 文部科学省では今後、これらの提言の実現に向けて取組を進めていくのでご協力をお願いしたい。

● 特別支援学校（聴覚障害）における乳幼児教育相談の充実について

- 聴覚障害児には早期からの支援が必要であるが、現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差も見られる。
他方、特別支援学校（聴覚障害）においては、地域の聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行っているが、保健、医療、福祉など厚生労働行政と連携して最新の知見を得るとともに、学校内の教育相談に係る体制を強化することが求められているところ。
- このため、文部科学省では、「聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業」を実施している。本事業は、都道府県教育委員会において、特別支援学校（聴覚障害）に乳幼児教育相談マネージャーを配置し、保健、医療、福祉関係機関（児童発達支援センター等）との連携に係る連絡・調整や教育相談の充実のための取組を行うものだが、事業実施の前提として、自治体における支援体制の整備や児童発達支援センター等からのST等の専門職の特別支援学校への派遣を求めている。
- 聴覚障害のある乳幼児の支援体制の整備の推進、本事業に関する教育委員会からの相談へのご協力をお願いしたい。

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
 - ① **障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備**
 - ② **障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備**
 を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、
 - ・ **障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充**
 - ・ **障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の中で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現**
- ・ これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を發揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・ 乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・ 就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・ 就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・ 学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
- ・ ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・ 副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・ 集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・ 特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・ 特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・ 自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・ 通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・ 通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・ 個別の教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
- ・ 特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師

- ・ 全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・ 特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・ 小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・ OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・ 小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ・ 特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上

3. 特別支援学校の教師

- ・ 重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
- ・ 特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- ・ 指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点で踏まえて着実に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・ オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・ 文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・ 教師のICT活用スキルの向上

3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・ 学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・ 特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）

4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・ セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- ・ 地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

2. 在学中の連携

- ・ 就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

- ・ 教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・ 医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・ 中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・ 「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

保健、医療、福祉と連携した 聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業

令和3年度予算額（案） 0.1億円

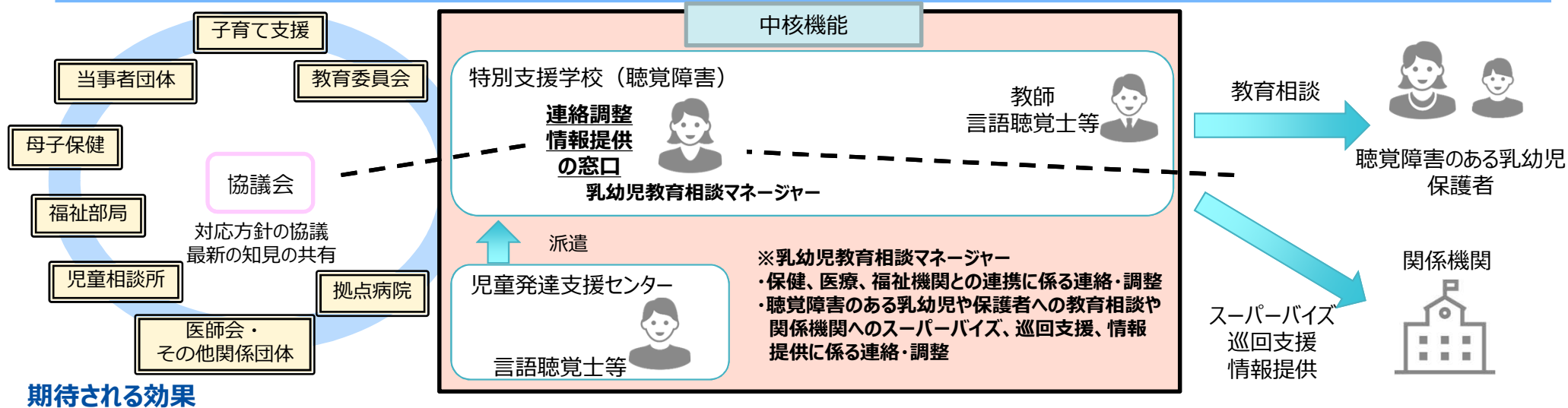


背景説明

聴覚障害児には早期からの支援が必要であるが、現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差も見られる。現在も聴覚障害を対象とする特別支援学校においては、地域の聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行っているが、保健、医療、福祉など厚生労働行政と連携して最新の知見を得るとともに、学校内の教育相談に係る体制を強化することにより、さらに充実することが求められている。

事業内容

- 特別支援学校（聴覚障害）における乳幼児教育相談の拡充（都道府県 7箇所）
 - ・保健、医療、福祉機関など、厚生労働行政との連携により得られた最新の知見に基づく教育相談の実践
 - ・教育相談を行うための学校内の体制強化（乳幼児教育相談マネージャーの配置）
- 乳幼児教育相談に係るモデルの普及（国）



期待される効果

聴覚障害に係る教育相談の実践の蓄積、乳幼児教育相談マネージャーを活用した聴覚障害に係る教育相談の実施体制の構築を行うとともに、この成果を全国に普及させることにより、乳幼児期の聴覚障害に係る教育相談を充実させ、地域格差の縮小を図る。